

石川県公報

令和6年6月28日

第13719号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		議 会	
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○農用地利用集積等促進計画の認可公告 (農業経営戦略課)	8
○石川県資源管理方針の一部変更 (水産課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	9
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群) (同)	5	○令和6年度林業用種苗生産事業者講習会の開催公告 (森林管理課)	9
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)の一部変更 (同)	6	○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告 (建築住宅課)	9
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (同)	6	○入札公告 (警察本部)	10
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (同)	6	議 会	
公 告		○令和5年度保有個人情報の開示等の実施状況の公表	13
○石川県告示第229号の2の公布公告 (危機対策課)	6	選挙管理委員会	
○入札公告 (産業政策課)	7	○政治団体の届出の公表	13
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	13
		○政治団体の解散の届出の公表	14
		雑 報	
		○特定調達契約に係る入札公告	14
		○石川縣市町村職員共済組合決算公告	16

告 示

石川県告示第240号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団慈豊会久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17番地	令和6年6月26日	令和9年6月25日

石川県告示第241号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針(令和2年石川県告示第396号)の一部を次のように変更した。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

変更した箇所	変更後の内容
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針	特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙3-32 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域」までに、それぞれ定めるものとする。
(別紙1-7 まさば)	第1 特定水産資源

対馬暖流系群及びごま
さば東シナ海系群)

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「さば」という。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県西海海域中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

西海海域中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業のうち、羽咋郡志賀町を漁業根拠地とするものをいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 石川県輪島海域中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

輪島海域中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業のうち、輪島市を漁業根拠地とするものをいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 石川県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）

イ 小型定置漁業（法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（石川県知事の免許に基づくものに限る。）における雑魚小型定置漁業及び調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

4 石川県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさばを採捕する漁業（石川県西海地区中型まき網漁業、石川県輪島地区中型まき網漁業及び石川県定置網漁業の対象とする漁業並びに大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、平成29管理年度から令和3管理年度までの5年間のそれぞれの知事管理区分における漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分する。

また、それぞれの知事管理区分に係る漁業者により構成される団体等（以下「知事管理区分団体等」という。）の代表者から知事への届出により、当該管理区分の漁獲可能量の一部を県の留保に繰り入れることができる。

2 県の留保

知事は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して必要と認められる数量を留保するものとし、大臣管理区分や他の都道府県との間の融通等において必要となる数量もここに含めることができる。当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、さばの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分する。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができる。

3 管理区分間の漁獲可能量の融通

石川県西海海域中型まき網漁業区分、石川県輪島海域中型まき網漁業区分及び石川県定置漁業区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができるほか、それぞれの知事管理区分団体等の代表者より知事に対して融通の協議が調った旨の届出があった場合には、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて届出の内容に基づく数量を相互に融通することができる。

4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分又は他の都道府県との漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（追加配分量という。以下同じ。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、さばの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分する。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができる。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県その他漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行う。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-11 まだら本州日本海北部系群)

第1 特定水産資源

まだら本州日本海北部系群（以下「まだら」という。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

	資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
(別紙3-29 まだら本州日本海北部系群)	[削除]
(別紙3-30 まなまこ石川県海域)	(別紙3-29 まなまこ石川県海域)
(別紙3-31 まふぐ日本海のうち石川県海域)	(別紙3-30 まふぐ日本海のうち石川県海域)
(別紙3-32 めばる石川県海域)	(別紙3-31 めばる石川県海域)
(別紙3-33 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域)	(別紙3-32 もろとげあかえび石川県北中部のうち石川県海域)

石川県告示第242号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。以下同じ。)における数量を次のように定めた。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
7,900トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	2,700トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	2,400トン
石川県その他漁業	現行水準

第2 ずわいがに日本海系群A海域

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
397トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	397トン

第3 まだら本州日本海北部系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
3,260トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	3,260トンの内数

石川県告示第243号

令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)(令和5年石川県告示第487号)の一部を令和6年6月19日に次のとおり変更したので公表する。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第3 まいわし対馬暖流系群		第3 まいわし対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
30,900トン		35,900トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	6,000トン	石川県中型まき網漁業	6,000トン
石川県その他漁業(定置漁業等)	18,000トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	18,000トン

石川県告示第244号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

すず

石川県告示第245号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

表の宝立加入区の項区分の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| ① 大型定置漁業及び、総トン数4トン以上10トン未満の漁船により底びき網を使用し、又は主として刺網を使用して営む漁業 |
| ② 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①に掲げる漁業以外の漁業 |

公 告

石川県告示第229号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第229号の2

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年6月20日

石川県知事 馳 浩

1 長期避難世帯の所在する地域

鳳珠郡能登町字藤波ノ字9番地24、9番地29、9番地34、9番地64、9番地66、9番地70、9番地72、9番地74、9番地75、9番地76、9番地78、9番地80、55番地33、55番地41、55番地45、55番地46、55番地47、55番地48、55番地51及び55番地71

鳳珠郡能登町字藤波16字127番地、128番地、133番地、134番地及び135番地

鳳珠郡能登町字崎山3丁目130番地及び132番地

2 長期避難世帯となった日

令和6年1月1日

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア ICP発光分光分析装置 一式

イ 真空凍結乾燥機 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 令和6年12月27日

イ 令和7年2月28日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和6年7月18日(木)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札 令和6年7月31日(水) 午前10時45分
開札 入札後、即時開札する。
場所 石川県工業試験場第2会議室
イ 入札 令和6年7月31日(水) 午前11時15分
開札 入札後、即時開札する。
場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		権利の設定をする土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
—	—	農業法人フラッグシップ ファーム 合同会社	七尾市	七尾市能登島閨町参1128-1ほか 11筆
—	—	有限会社 ツボエ農産	七尾市	七尾市伊久留町上66ほか5筆
—	—	宮崎 敏広	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町藤井ク36ほか10筆
—	—	八十田 俊久	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東118ほか7筆
—	—	農事組合法人 あさひ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町福田き26
—	—	今井 清博	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町福田き3ほか10筆
—	—	宮川 剛	金沢市	河北郡内灘町向粟崎わ136ほか68筆
木谷 博一	金沢市	農事組合法人 北寺吊橋	金沢市	金沢市東蚊爪町口89-1ほか1筆

—	—	宮川 剛	金沢市	金沢市蚊爪町は34ほか155筆
---	---	------	-----	-----------------

2 認可年月日

令和6年6月28日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和6年7月1日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	笠野地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	津幡町産業建設部産業振興課

令和6年度林業用種苗生産事業者講習会の開催公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、令和6年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

1 日時

令和6年7月31日(水) 午前10時から

2 場所

白山市三宮ホ1番地
石川県農林総合研究センター林業試験場

3 講習内容

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |

4 講習対象者

林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けようとする者

5 受講の手続

受講しようとする者は、住所地を管轄する各石川県農林総合事務所に備え付けてある種苗生産事業者講習会受講申込書に最近6箇月以内に撮影した正面上半身無帽のカラー写真(縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)1枚及び受講手数料(14,000円分の石川県証紙)を添えて、令和6年7月24日までに当該石川県農林総合事務所森林部に提出すること。

6 その他

受講者は、筆記用具を持参すること。

指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の事務所を所在地を変更する旨の届出があった。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 変更する事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(変更前)(1) 本部
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
(2) 名古屋事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
(変更後)(1) 本部
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
(2) 名古屋事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
(3) 大阪事務所
大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号
- 3 変更する年月日
令和6年7月1日

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年6月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 契約件名
サイバー犯罪捜査技能向上研修(ログ解析)業務委託
 - (2) 業務内容
入札説明書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和6年8月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和6年7月8日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和6年7月9日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2213)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年7月10日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年7月10日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

保管場所標章納入

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定に基づき、損害保険業の免許を付与された者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和6年7月4日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 県内に事業所を置く者であること。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和6年7月5日（金）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和6年7月8日（月）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年7月8日（月）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を持って落札価格とするので、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及びその他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

議 会

令和5年度保有個人情報の開示等の実施状況の公表

石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年石川県条例第17号)第51条の規定により、令和5年度における保有個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

令和6年6月28日

石川県議会議長 善 田 善 彦

1 保有個人情報の開示請求の状況

該当なし

2 保有個人情報の訂正請求の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4 審査請求の状況

該当なし

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年6月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町 村等の区域を 単位として設 けられる支部	届出年月日
国 民 民 主 党 石川県第1区総支部	小竹 凱	栗森 慨	金沢市古府1丁 目77番地	衆議院議員 (候補者等)	○	令和6年5月14日

石川県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	------------	------	---	---	-------

自由民主党穴水支部	吉村 光輝	代 表 者	吉 村 光 輝	石 川 宣 雄	令和5年7月26日
自由民主党 石川県支部連合会	佐々木 紀	代 表 者	佐々木 紀	宮 本 周 司	令和6年4月20日
		会計責任者	平 蔵 豊 志	不 破 大 仁	令和6年4月20日
自由民主党金沢支部	不破 大仁	代 表 者	不 破 大 仁	安 井 知 世	令和6年4月27日
		会計責任者	荒 木 博 文	久 保 洋 子	令和6年4月27日
自由民主党加賀支部	高辻 伸行	代 表 者	高 辻 伸 行	室 谷 弘 幸	令和6年5月11日
		会計責任者	稲 垣 清 也	中 谷 喜 英	令和6年5月11日
日本共産党 能登地区委員会	南 章治	代 表 者	南 章 治	鈴 木 宏 太	令和6年5月26日
参政党石川第2支部	久保 雅哉	主たる事務 所の所在地	白山市笠間町240 -30	加賀市大聖寺鉄砲 町24-1	令和6年5月30日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石川県美容政治連盟	中谷 徹夫	代 表 者	中 谷 徹 夫	前 川 幸 子	令和6年5月27日
		会計責任者	中 谷 徹 夫	前 川 幸 子	令和6年5月27日

石川県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
金沢保守・こくみん議員会	粟 森 慨	令和6年5月10日

雑 報

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年6月28日

石川県公立大学法人

理事長 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達物品名及び数量

液体クロマトグラフィー高分解能質量分析システム 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年2月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和6年石川県告示第124号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和6年7月25日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人 石川県立大学事務局総務課 電話番号 076-227-7405

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年8月8日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木)午後1時30分 石川県立大学小会議室 K116-2

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県公立大学法人契約事務規程（平成23年石川県公立大学法人規程法第37号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

1 Liquid chromatography high-resolution mass spectrometry system

(2) Delivery date

By 28 February 2025

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 8 August 2024

(5) Contact point for the notice

General Affairs Division, Ishikawa Prefectural University

1-308, Nonoichi, Ishikawa, 921-8836, Japan

TEL 076-227-7405

石川 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 決 算 公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和5年度決算の要旨を次のとおり公告する。

令和6年6月28日

石川 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

理 事 長 栗 貴 章

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合計
11	8	14	33

2 組合員数及び標準報酬の月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般職	特別職	短期組合員	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等短期組合員	継続長期	任意継続	合計	
							組合員				
組合員数(人)	12,067	41	5,051	19	1,501	4	16	57	248	19,004	
標準報酬の月額 (万円)	長期	445,876	2,602	—	1,208	57,195	219	—	2,788	—	509,888
	短期	464,673	3,116	85,871	1,586	57,282	285	303	—	6,329	619,444

一人当たり標準	長期	369,500	634,634	—	635,789	381,046	547,500	—	489,123	—	268,306
報酬の月額(円)	短期	385,077	760,000	170,007	834,737	381,626	712,500	189,125	—	255,210	325,955

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人 員	15	1	4	7	0	27

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金	退職等 年 金	経過的 長 期	退職等 年 金 預託金	経過的 長 期 預託金	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(収 入)												
負 担 金	4,507,876	10,741,491	590,713	75,830			157,586	202,811				
掛 金	4,568,095		590,706					200,059				
組 合 員 保 険 料		7,189,805										
介 護 負 担 金	507,291											
介 護 掛 金	514,595											
施設収入・商品売上									207,245			
連 合 会 交 付 金	726,941						66,636					50
利 息 及 び 配 当 金					4,123	268	2,136	7,296	14,030	995,955	8,837	
そ の 他 収 入	52,779						28	3,375	5,997	91,528		
他経理から繰入金							30,078		66,000			
前年度支払準備金	691,949											
計	11,569,526	17,931,296	1,181,419	75,830	4,123	268	256,464	413,541	293,272	1,087,483	8,887	0
(支 出)												
給 付 金	5,721,591											
役 職 員 給 与							104,296	4,353	28,099	40,745		
旅 費 ・ 事 務 費							12,879	5,840	1,165	8,978	140	
飲 食 材 料 費									53,012			
委 託 費							12,155	7,744		16,046		
支 払 利 息					4,123	268				637,352	4,123	
連合会払込金・拠出金	661,207	17,931,296	1,181,419	75,830			79,114	2,563				
前期高齢者納付金	1,338,297											
後期高齢者支援金	2,022,958											
病床転換支援金	3											
退職者給付拠出金	24											
介 護 納 付 金	1,024,122											
他経理へ繰入金	30,078							46,000			20,000	
そ の 他 支 出	9,440						40,039	505,584	210,282	31,921	3,542	
次年度支払準備金	857,087											
計	11,664,807	17,931,296	1,181,419	75,830	4,123	268	248,483	572,084	292,558	735,042	27,805	0
差引当期利益金	△ 95,281	—	—	—	—	—	7,981	△ 158,543	714	352,441	△ 18,918	0
年度末支払準備金	857,087											
年度末資本剰余金												
年度末利益剰余金	1,898,182	—	—	—	—	—	514,959	1,134,320	726,864	9,263,910	351,913	144

